資料５

子どもの権利に関する条例の構成について

- 子どもの権利に関する条例は、子どもを権利の主体として改めて宣言するとともに、子どもの権利を保障するための基本的な考え方や、市・社会の役割を明らかにし、施策の推進につなげることを目的とするものです。
- 以下は、他自治体の条例を参考に、子どもの権利に関する条例において一般的に規定されている内容を列記したものです。

【前文】
・条例の制定趣旨
・大切にしたい価値や思い

【第１章　総則】
・目的、基本理念、用語の定義

【第２章　保障すべき子どもの権利】
・条例として位置づける権利の内容

【第３章　大人・社会の役割】
・市の責務　保護者、学校、地域などの役割

【第４章　施策の推進】
・子どもの権利の周知啓発、子どもの意見聴取、施策の実施

【第５章　権利の救済・権利擁護機関】
・子どもの権利侵害に関する相談・救済の仕組み

【第６章　雑則】
・規則への委任

【附則】
・施行期日